

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和 8 年 3 月
農林水産省輸出・国際局
財務省理財局

I 改正趣旨

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項において、輸出先国の政府機関から、当局の定める要件に適合する施設（以下「適合施設」という。）において生産、製造等することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品（以下「施設認定農林水産物等」という。）について、主務大臣による適合施設の認定ができる旨が定められており、また、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 15 条において、施設認定農林水産物等が定められている。
- 2 施行規則第 55 条において、法における主務大臣が定められており、第 2 項第 1 号においては適合施設の認定（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）に係る主務大臣が定められている。
- 3 施行規則第 56 条において主務大臣の権限の委任が定められており、第 1 項においては財務大臣の権限の委任が定められている。
- 4 輸出の拡大を進めるにあたって今後、様々な食品についてあらたに主務大臣による適合施設の認定が求められることが想定されることから、施設認定農林水産物等の規定に所要の改正を行うほか、財務大臣による適合施設の認定があらたに必要となる見込みがあることを受け、施行規則の関連規定を改正する。

II 改正内容

- 1 施設認定農林水産物等について（第 15 条関係）
施設認定農林水産物等に「塩（法第二条第二項に規定する食品に限る。）」を追加する。
- 2 適合施設の認定に係る主務大臣について（第 55 条関係）
適合施設の認定に係る主務大臣に財務大臣を追加する。
- 3 財務大臣の権限の委任について（第 56 条関係）
法第 17 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 53 条第 1 項及び第 5 項（法第 17 条第 1 項に係る部分に限る。）の規定並びに法第 53 条第 6 項の規定において準用する法第 17 条第 6 項の規定による財務大臣の権限を、認定等に係る適合施設の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）又は税務署長に委任することとする。その他所要の改正を行う。

III 施行期日

公布の日とする。